

令和7年7月29日

「温泉文化」国民会議 設立のお知らせ

このたび、日本が誇る「温泉文化」を守り、継承していくため、「温泉文化」国民会議（会長：青柳正規）を令和7年7月29日に設立いたしましたので、お知らせします。

1. 設立の背景

- ・温泉は、豊かな自然の恵みであり、日本全国の各地域にあって、古より人々の心と体を癒やしてきた。温泉地の数は2010年をピークに減少しており、また一方でインバウンド需要の増加に伴い、日本の温泉（ONSEN）はますます世界から注目を集めている。こうした中、日本固有の文化である「温泉文化」を守り、次代につないでいくことが必要となっている。

2. 役割

- ・「温泉文化」を適切に保護し、その継承を推進していく。

3. 主な活動

- ・「温泉文化」の保護・継承のための情報収集、調査・研究、普及啓発、継承、情報発信に関する事業

4. 組織体制

（※役員構成は別添参照）

- ・会長：青柳正規（多摩美術大学理事長、元文化庁長官、温泉文化ユネスコ無形文化遺産全国推進協議会会長、温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録に向けた検討会座長）

5. 今後の予定

- ※ 全国の温泉関係者等に向けて会員を募集
- ※ 設立イベントを開催予定（日程調整中）

6. お問い合わせ先

事務局：全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会内

TEL 03-3263-4428

「温泉文化」国民会議 設立趣旨

温泉は、豊かな自然の恵みであり、日本全国の各地域にあって、古より人々の心と体を癒やしてきた、日本人にとって不可欠な文化である。

温泉と日本人の関わりの歴史は古く、現存する日本最古の書物である「古事記(712年)」にもその記述がある。日本人は温泉の持つ効能に気づき、神からの授かり物として温泉を崇め、信仰の対象として祀ってきた。

また、日本人は一般的な入り湯だけでなく、自然を活かした伝統的な入浴方法を編み出し、医学の未発達時代から、温泉の効能を享受してきた。温泉地に長期滞在し、その効能で療養や休養を行う湯治文化は、現在も一部地域で残っている。

このように自然の恵みを生かした温泉は、持続可能なエコシステムであり、多様な泉質による効能は人々の健康を増進する。温泉ではすべての人が平等であり、温泉文化には、日本人の中に流れるSDGsの精神が息づいている。

まさに、長い歴史を有する、日本固有の文化であり、世界に誇るべき文化である。

現在、日本国内には約2万8千本の源泉と約2千9百の温泉地があり、温泉を利用した約1万3千もの宿泊施設、約7千7百の公衆浴場がある※。

しかし、その温泉地の数は、人口減少・高齢化・後継者不足などにより、2010年をピークに減少傾向にある。

また一方で、インバウンド需要の増加に伴い、日本の温泉(ONSEN)は、ますます世界から注目を集めている。

今、日本固有の文化である「温泉文化」を守り、次代へとつないでいくことが必要となっている。

ここに、温泉の施設関係者、研究者、温泉地の地域コミュニティの関係者など、日本全国の温泉に携わる人々が集い、多くの方々の賛同を得ながら、「温泉文化」の保護やその継承を推進し、未来へ発展させるための活動を行っていく。

※出典：環境省 令和5年度温泉利用状況

「温泉文化」国民会議 規約

(名称)

第1条 本会は、「温泉文化」国民会議と称する。

(目的)

第2条 本会は、「温泉文化」を適切に保護し、その継承を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「温泉文化」の適切な保護・継承のために必要な情報収集に関する事業
- (2) 「温泉文化」の調査・研究に関する事業
- (3) 「温泉文化」の普及啓発に関する事業
- (4) 「温泉文化」の継承に関する事業
- (5) 「温泉文化」の情報発信に関する事業
- (6) 前各号に附帯又は関連する事業

(会員の構成)

第4条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、「温泉文化」の適切な保護及びその継承を推進する者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する者
- (3) 特別会員 本会の目的に賛同し、本会の事業に関心のある者

2 本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載又は記録した会員名簿を作成する。

(会員の資格の取得)

第5条 本会の会員になろうとする者は、別に定める手続きに従い申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 企業又は団体である会員にあっては、その代表者として、本会に対してその権利を行使し、義務を負う者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長（規約第10条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）に届け出なければならない。

(経費の負担)

第6条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員（特別会員を除く。）は、別に定める額の会費を納入しなければならない。

2 既納の会費及びその他拠出金品は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

3 本条第1項の規定にかかわらず、別に定める手続きに基づいて会費の免除をすることができる。

4 会費の額その他会費に関する細目は別に定める。

(任意退会)

第7条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、退会の30日前まで(特別会員については、この期限を設けないものとする。)に、別に定める退会届をもって本会に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) 規約その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 本会は、賛助会員又は特別会員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、役員会の決議によって当該賛助会員又は特別会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人になったとき、又は破産手続、再生手続若しくは会社更生手続開始の決定があったとき
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 第6条第1項の会費支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (4) すべての正会員の同意があったとき

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 会長代行 1名
- (3) 副 会 長 3名以内
- (4) 理 事 50名以内
- (5) 監 事 2名以上

2 役員は別表1、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 会長代行は会長を補佐する。会長に事故あるときは、会長代行がその職務を代行する。

3 副会長は、会長及び会長代行を補佐し、会長代行に事故あるときは、あらかじめ会長代行の指名する副会長がその職務を代行する。

4 理事は、会議を構成し会務を執行する。

5 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(役員の選任)

第12条 会長、会長代行、副会長、理事及び監事は総会において選任する。

(任期)

第 13 条 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残存期間とする。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第 14 条 本会に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長は、本会の会長経験者の中から、役員会の決議によって会長がこれを委嘱する。

3 顧問及び相談役は、役員会の決議によって会長がこれを委嘱する。

4 顧問及び相談役の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 15 条 会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第 16 条 総会は会長が招集し、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 規約の制定・改廃及び変更

(4) その他、会長が必要と認めた重要事項

2 総会の議長は、会長又は会長があらかじめ指名する者がこれにあたる。

3 会長は、必要があると認める場合は、会議を書面による開催とすることができる。

(役員会)

第 17 条 総会の決定した方針、事業計画等に基づき本会の運営を行うため、役員会を置く。

2 役員会は、第 10 条に規定した役員をもって構成する。

3 役員会は、会長が招集する。

4 役員会の議長は会長がこれにあたる。ただし、会長が欠席の場合は、会長代行が議長となる。また、会長及び会長代行が欠席の場合は、会長又は会長代行があらかじめ指名する副会長が議長となる。

5 会長は、必要があると認める場合は、会議を書面による開催とすることができる。

(定足数)

第 18 条 会議は、総会においては正会員、役員会においては役員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 19 条 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(表決委任)

第 20 条 やむを得ない理由のため会議に出席することのできない正会員又は役員は、表決を

委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

（事務局）

第21条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会に置く。

3 事務局には事務局長および事務局次長を置く。

（会計）

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

2 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

3 本会の会計は、総会において報告する。

（補則）

第23条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、設立の日（令和7年7月29日）から施行する。

2 経費の負担は、第6条にかかわらず、当面の間は無料とする。

3 設立時の会計年度は、第22条の規定にかかわらず、設立の日から翌年の3月31日までとする。

「温泉文化」国民会議 役員

役 職	氏 名	所属等	備考
会 長	青柳 正規	元文化庁長官、 多摩美術大学理事長	「温泉文化」ユネスコ無形文化遺産全国推進協議会 会長 有識者検討会* 座長
会長代行	井上 善博	ほどあいの宿 六峰館	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 会長
副 会 長	桑野 和泉	由布院 玉の湯	日本旅館協会 会長
副 会 長	多田 計介	ゆけむりの宿 美湾荘	日本温泉協会 会長
理 事	西海 正博	森の雫 RIN	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 会長代行
理 事	新谷 尚紀	国立歴史民俗博物館 名誉教授	有識者検討会* 委員
理 事	長島 秀行	中央温泉研究所 顧問	有識者検討会* 委員
理 事	林 真理子	作家	有識者検討会* 委員
理 事	石川 理夫	日本温泉地域学会 会長	有識者検討会* 委員
理 事	前田 眞治	日本温泉科学会 会長	有識者検討会* 委員
監 事	星 永重	藤龍館	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 常務理事
監 事	宮川 和也	西の雅 常盤	日本旅館協会 監事
監 事	中村 実彦	ホテル五龍館	日本温泉協会 常務理事

* 温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録に向けた検討会

【参考】事務局

役 職	氏 名	所属等
事務局長	亀岡 勇紀	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 専務理事
事務局次長	青木 幸裕	日本旅館協会 専務理事
事務局次長	関 豊	日本温泉協会 専務理事